

# 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る 海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律について (海岸漂着物処理推進法)

**目的**

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

**基本理念**

- 総合的な海岸の環境の保全及び再生  
～良好な景観の保全、生物の多様性の確保に配慮～
- 責任の明確化と円滑な処理の推進  
～海岸管理者等をはじめとする関係者の責任の明確化～
- 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制  
～山から川、海へとつながる国民共通の課題～

- 海洋環境の保全  
～豊かで潤いのある国民生活に不可欠～
- 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保  
～国民の積極的な取組を促進～
- 国際協力の推進  
～我が国及び周辺国にとって共通の課題～

**責務・連携の強化**

- ① 国の責務
- ② 地方公共団体の責務
- ③ 事業者及び国民の責務
- ④ 海岸を有する地域のみならずすべての地域における関係者間の連携の強化

**基本方針・地域計画の策定等**

国の基本方針

都道府県の地域計画  
(海岸漂着物対策推進協議会)**海岸漂着物対策活動推進員・団体の委嘱****海岸漂着物等の円滑な処理****(1) 処理の責任等**

- ① 海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- ② 海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
- ③ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。
- ④ 都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる。
- ⑤ 市町村は、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

**(2) 地域外からの海岸漂着物への対応**

- ① 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認める場合は、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
- ② 環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
- ③ 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、外交上適切に対応する。
- ④ 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

**海岸漂着物等の発生の抑制**

- 国及び地方公共団体は、①発生状況・発生原因に係る定期的な調査  
②森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置  
③土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導に努める。

**民間団体等との連携の強化****教育の推進等****調査研究等****財政上の措置**

- ① 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ② 政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③ 政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

**海岸漂着物対策推進会議の設置**

- ① 政府は、海岸漂着物対策推進会議を設け、総合的、効果的な推進を図るための連絡調整を行う。
- ② 推進会議に専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

**法制の整備**

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。※本法については、施行から3年後に必要な見直しを行う。